

2003年 漢字統計品目表改正

新			旧			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
01.06	その他の動物(生きているものに限る。)		01.06	その他の動物(生きているものに限る。)		0106.19-049 を 0106.19-046 と 047 に分割する。
	- 哺乳類 (省略)			- 哺乳類 (省略)		
0106.19	- - その他のもの けつ (省略)		0106.19	- - その他のもの けつ (省略)		
	- - - 齧歎目 (省略)			- - - 齧歎目 (省略)		
045	- - - - りす	NO KG	045	- - - - りす	NO KG	
046	- - - - ラット	NO KG		(新規)		
047	- - - - マウス	NO KG		(新規)		
049	- - - - その他のもの (省略)	NO KG	049	- - - - その他のもの (省略)	NO KG	
03.01	魚(生きているものに限る。)		03.01	魚(生きているものに限る。)		統計単位にNOを追加
0301.10	- 観賞用の魚		0301.10	- 観賞用の魚		
010	- - こい及び金魚	NO KG	010	- - こい及び金魚	KG	
020	- - その他のもの (省略)	NO KG	020	- - その他のもの (省略)	KG	

2003年 漢字統計品目表改正

新			旧			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
06.02	その他の生きている植物(根を含む。)、挿穗、接ぎ穂及びきのこ菌糸 (省略)		06.02	その他の生きている植物(根を含む。)、挿穗、接ぎ穂及びきのこ菌糸 (省略)		0602.90-010 を 0602.90-011 と 019 に分割する。	
0602.90	- その他のもの - - きのこ菌糸 - - - しいたけのもの - - - その他のもの - - その他のもの	K G	0602.90 010	- その他のもの - - きのこ菌糸 (新規) (新規) - - その他のもの	K G		
019		K G					
090		K G	090				
12.01			12.01			1201.00-000 を	
1201.00	大豆(割つてあるかないかを問わない。) - 黄白色系のもの - その他のもの	M T	1201.00 000	大豆(割つてあるかないかを問わない。) (新規) (新規)	M T	1201.00-010 と 090 に分割する。	
010		M T					
090		M T					
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。) (省略)		12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。) (省略)		1211.20-010・020・ 090 を統合し、 1211.20-000 とする。	
1211.20	000	K G	1211.20 010 020 090	- おたねにんじん - 紅参 - 白参 - その他のもの (省略)	K G K G K G		

2003年 輸入統計品目表改正

新			旧			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
20.04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06 項の物品を除く。） （省略）		20.04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06 項の物品を除く。） （省略）		2004.90-210 を 2004.90-211 と 212 に分割する。	
2004.90	- その他の野菜及び野菜を混合したもの （省略） - - その他のもの <u>- - - アスパラガス及び豆</u> <u>- - - アスパラガス</u> <u>- - - 豆</u> - - - たけのこ - - - スイートコーン - - - ヤングコーンコブ（気密容器入りのものに限る。） - - - その他のもの - - - ヤングコーンコブ（気密容器入りのものを除く。） - - - その他のもの	K G	2004.90 210	- その他の野菜及び野菜を混合したもの （省略） - - その他のもの <u>- - - アスパラガス及び豆</u> <u>- - - 新規</u> <u>- - - 新規</u> - - - たけのこ - - - スイートコーン - - - ヤングコーンコブ（気密容器入りのものに限る。） - - - その他のもの - - - ヤングコーンコブ（気密容器入りのものを除く。） - - - その他のもの	K G		
211							
212							
220							
230							
240							
291							
299							

2003年 輸入統計品目表改正

新			旧			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
22.08	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 (省略)	L	22.08 2208.60 010 020	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 (省略) - ウオッカ - - アルコール飲料の原料アルコールの製造用の もの(連續式蒸留機により蒸留して使用する ものに限る。)で、共通の限度数量以内のも の - - その他のもの (省略)	L L	2208.60-010 と 020 を統合し、 2208.60-000 とす る。
2208.60 000	- ウオッカ (削除) (削除) (省略)					

2003年 漢字統計品目表改正

新				旧				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 - 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） - 軽質油及びその調製品 - - 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） - - - 挥発油 （省略） - - - - その他のもの （省略） - - - - - その他のもの - - - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （削除） - - - - - その他のもの （省略） - - - - - その他のもの （省略）			27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 - 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） - 軽質油及びその調製品 - - 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） - - - 挥発油 （省略） - - - - その他のもの （省略） - - - - - その他のもの - - - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （削除） - - - - - その他のもの （省略） - - - - - その他のもの （省略）				2710.11-136 を削除
2710.11				2710.11					
181	K L K G			181				K L K G	
139	K L K G			136	- - - - - 燃料用のもの（政令で定めるものに限る。） - - - - - その他のもの （省略） - - - - - その他のもの （省略）			K L K G	
				139	- - - - - その他のもの （省略）			K L K G	

2003年 輸入統計品目表改正

新			旧			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
27.11	石油ガスその他のガス状炭化水素 - 液化したもの (省略)		27.11	石油ガスその他のガス状炭化水素 - 液化したもの (省略)		2711.12-010 と 020 を統合し、 2711.12-000 とする。
2711.12 000	- - プロパン (削除) (削除) (省略)	MT	2711.12 010 020	- - プロパン - - - アンモニア、2-エチルヘキシリアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マリン酸の製造に使用するもの - - - その他のもの (省略)	MT MT	

2003年 輸入統計品目表改正

新			旧			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
29.39	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (省略) - その他のもの		29.39	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (省略) - その他のもの		2933.99-230 の一部を2939.91に移動し、2939.91-100と900を新設する、	
2939.91	- - コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体		2939.91 000	- - コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体 (新規)		K G	
100	- - - 1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - メチルアミノプロパン、1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - ジメチルアミノプロパン、1 - フェニル - 2 - ジメチルアミノプロパン及びこれらの中の塩	K G					
900	- - その他のもの	K G	2939.99	(新規)			
2939.99	- - その他のもの			- - その他のもの			
100	- - - テオブロミン	K G	100	- - - テオブロミン		K G	
210	- - - その他のもの			- - - その他のもの			
	- - - - コカ葉アルカロイド	K G	210	- - - - コカ葉アルカロイド、1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - メチルアミノプロパン、1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - ジメチルアミノプロパン、1 - フェニル - 2 - ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩			
220	- - - - ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド	K G	220	- - - - ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド		K G	
230	- - - - その他のもの	K G	230	- - - - その他のもの		K G	

2003年 漢字統計品目表改正

新			旧			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
37.01	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかいかを問わない。） （省略） - その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが255ミリメートルを超えるものに限る。） - - 製版用のもの - - - プレート - - - その他のもの - - - その他のもの		37.01	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかいかを問わない。） （省略） - その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが255ミリメートルを超えるものに限る。） - - カラー写真用のもの（ポリクローム） - - その他のもの - - - 製版用のもの - - - - プレート - - - - その他のもの - - - - その他のもの - - - - プレート - - - - その他のもの			3701.30-010 の削除、3701.30-091と099を統合し、3701.30号を整理する。
3701.30			3701.30			S M	
031		S M	010			S M	
039		S M	021			S M	
090		S M	029			S M	
			091			S M	
			099			S M	

2003年 漢字統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
37.02	<p>感光性のロール状写真用フィルム（露光しないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光しないものに限る。）</p> <p>（省略）</p> <p>- その他のもの</p>			37.02	<p>感光性のロール状写真用フィルム（露光しないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光しないものに限る。）</p> <p>（省略）</p> <p>- その他のもの</p>			3702.94-010 と020を統合し、3702.94-000とする。	
3702.94 000	<p><u>- - 幅が16ミリメートルを超える35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（省略）</p>	S M	M	3702.94 010	<p><u>- - 幅が16ミリメートルを超える35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの</u></p> <p><u>- - 映画用フィルム（幅が25.4ミリメートル以上のものに限る。）</u></p> <p><u>- - その他のもの</u></p> <p>（省略）</p>		S M	M M	

2003年 輸入統計品目表改正

新			旧			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
38.25	化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物		38.25	化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物		平成14年度関税改正に伴う改正
44.03	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (省略)		44.03	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (省略)		4403.20-010 を削除し、これに伴つて4403.20 号を整理する。
4403.20	- その他のもの(針葉樹のものに限る。) (削除) (削除)		4403.20	- その他のもの(針葉樹のものに限る。) - - 粗く角にし又は太鼓落とししたもの - - その他のもの	CM	
100	- - まつ属のもの	CM	091	- - - まつ属のもの	CM	
200	- - シトカスブルースのもの	CM	092	- - - シトカスブルースのもの	CM	
300	- - もみ属又はとうひ属(シトカスブルースを除く。)のもの	CM	093	- - - もみ属又はとうひ属(シトカスブルースを除く。)のもの	CM	
400	- - からまつ属のもの	CM	094	- - - からまつ属のもの	CM	
500	- - ホワイトシダー、イエローシダーその他のひのき属のもの	CM	095	- - - ホワイトシダー、イエローシダーその他のひのき属のもの	CM	
600	- - ヘムロックその他のつが属のもの	CM	096	- - - ヘムロックその他のつが属のもの	CM	
700	- - レッドシダーその他のねずこ属のもの	CM	097	- - - レッドシダーその他のねずこ属のもの	CM	
800	- - ダグラスファーその他のとがさわら属のもの	CM	098	- - - ダグラスファーその他のとがさわら属のもの	CM	
900	- - その他のもの (省略)	CM	099	- - - その他のもの (省略)	CM	

2003年 輸入統計品目表改正

新			旧			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
44.07	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省略) - その他のもの (省略)		44.07	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省略) - その他のもの (省略)		4407.99-210 と 290 を統合する。
4407.99	- - その他のもの (省略) <u>200</u> <u>桐のもの</u> (削除) (削除) (省略)	CM	4407.99 210 290	- - その他のもの (省略) <u>- - - 桐のもの</u> <u>- - - - かんながけし又はやすりがけしたもの</u> <u>- - - - その他のもの</u> (省略)	CM CM	

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 - 合板（木材の単板のみから成るもので各单板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。） （省略）			44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 - 合板（木材の単板のみから成るもので各单板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。） （省略）			4412.19-022 を 4412.19-023 と 024 に分離する。	
4412.19	- - その他のもの - - - ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの （省略） - - - その他のもの - - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの <u>- - - - その他のもの</u> <u>- - - - 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの</u> <u>- - - - 厚さが12ミリメートル以上のもの</u> （省略）			4412.19	- - その他のもの - - - ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの （省略） - - - その他のもの - - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの <u>- - - - その他のもの</u> （新規） （新規） （省略）			C M S M C M S M	
021		C M	S M	021					
023		C M	S M	022					
024		C M	S M						

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
63.05	包装に使用する種類の袋			63.05	包装に使用する種類の袋			6305.10-210 と 290 を統合し、 6305.10-200 とする。	
6305.10	- 第53.03 項のジュートその他の紡織用韌皮纖維 製のもの			6305.10	- 第53.03 項のジュートその他の紡織用韌皮纖維 製のもの				
100	- - 使用したもの	NO	KG	100	- - 使用したもの	NO	KG		
200	- - その他のもの	NO	KG	210	- - - ガンニー袋(重量が1平方メートルにつき 500 グラム以上の布で製造したものに限る 。)	NO	KG		
	(削除)			290	- - - その他のもの	NO	KG		
	(削除)				(省略)				
	(省略)								
72.04	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット			72.04	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット			7204.49-010 と 090 を統合し、 7204.49-000 とする。	
	(省略)				(省略)				
	- その他のくず				- その他のくず				
	(省略)				(省略)				
7204.49	- - その他のもの	KG		7204.49	- - その他のもの	KG			
000	(削除)			010	- - - ヘビーくず	KG			
	(削除)			090	- - - その他のもの	KG			
	(省略)				(省略)				

2003年 輸入統計品目表改正

新			旧			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものと除く。） （省略） - 熱間圧延をしたもの（更に加工したものと除く。）で巻いてないもの（浮出し模様のあるものに限る。） - - 炭素の含有量が全重量の0.6 %未満のもの （削除） （削除） （省略）	K G	72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものと除く。） （省略） - 熱間圧延をしたもの（更に加工したものと除く。）で巻いてないもの（浮出し模様のあるものに限る。） - - 炭素の含有量が全重量の0.6 %未満のもの - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの - - - その他のもの （省略）	K G	7208.40-011 と 019 を統合し、 7208.40-010 とする。
7208.40	010		7208.40			
84.43	印刷機（第84.42 項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）及びインクジェット方式の印刷機（第84.71 項の物品と除く。）並びに印刷用補助機械 （省略） - その他の印刷機 （省略） - - その他のもの （削除） （削除） （省略）	N O	84.43	印刷機（第84.42 項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）及びインクジェット方式の印刷機（第84.71 項の物品と除く。）並びに印刷用補助機械 （省略） - その他の印刷機 （省略） - - その他のもの - - - 輪転式のもの - - - その他のもの （省略）	N O	8443.59-010 と 090 を統合し、 8443.59-000 とする。
8443.59	000		8443.59			

2003年 漢字統計品目表改正

新				旧				備考	
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
84.57		金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る。)及びマルチステーショントランスマーマシン		84.57		金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る。)及びマルチステーショントランスマーマシン			
8457.10	000	- マシニングセンター (削除) (削除) (省略)	NO KG	8457.10	010 090	- マシニングセンター - - 横形のもの - - その他のもの (省略)	NO KG NO KG		8457.10-010と 090を統合し、 8457.10-000とする。
84.58		旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。)		84.58		旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。)			8458.19-092と 099を統合し、 8458.19-090とする。
8458.19	090	- 横旋盤 (省略) - - その他のもの (省略) - - - その他のもの (削除) (削除) (省略)	NO KG	8458.19	092 099	- 横旋盤 (省略) - - その他のもの (省略) - - - その他のもの - - - - 自動旋盤 - - - - その他のもの (省略)	NO KG NO KG		

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
84.60	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。） （省略）			84.60	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。） （省略）			8460.90-010 を削除し、これに伴つて8460.90号を整理する。	
8460.90	- その他のもの 020 - - 研削盤 090 - - その他のもの	NO	KG	8460.90	- その他のもの 010 - - 数値制御式のもの 091 - - その他のもの 099 - - - 研削盤 - - - その他のもの	NO	KG		
84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、プローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） （省略）			84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、プローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） （省略）			8461.40-010 と 090 を統合し、 8461.40-000 とする。	
8461.40	000 - 歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤 （削除） （削除） （省略）	NO	KG	8461.40	- 歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤 010 - - 数値制御式のもの 090 - - その他のもの （省略）	NO	KG		

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
88.02	その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット (省略)			88.02	その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット (省略)			8802.30-010 と 090 を8802.30-00 0 に、8802.40-01 0 と090 を8802.4 0-000 に統合する 。	
8802.30 000	- 飛行機その他の航空機(自重が2,000キログラムを超えるもの) (削除) (削除)	NO	KG	8802.30	- 飛行機その他の航空機(自重が2,000キログラムを超えるもの) - - プロペラ機 - - その他のもの	NO	KG		
8802.40 000	- 飛行機その他の航空機(自重が15,000キログラムを超えるもの) (削除) (削除) (省略)	NO	KG	8802.40	- 飛行機その他の航空機(自重が15,000キログラムを超えるもの) - - 4基以上の原動機を有するもの - - その他のもの (省略)	NO	KG		

2003年 輸入統計品目表改正